

2023（令和5）年度 社会福祉法人白鷺 事業計画

1. 事業方針

新型コロナウイルスによる感染症は3年を経過し、本年五月には新型コロナウイルスの感染法上の分類を季節性インフルエンザと同じ「5類」に引き下げられることとなっている。このことにより、感染者や濃厚接触者の外出制限、屋内で推奨されてきたマスクの着用、感染者の把握といった医療的な措置が変わり、緊急事態宣言などや水際対策も原則的になくなる。発生直後に比べて、重症化率や致死率はかなり低くなり、季節性インフルエンザに近くなってきたが、後遺症が長引く人も多く、新型コロナウイルスがいなくなるわけではないので、集団感染を防ぐためこれまでと同様に感染防止対策を継続し、障害のある方たちに継続して必要なサービスを届けられるよう努めていく。

また、少子高齢・人口減少社会の到来や長期化するコロナ禍の影響によって、社会や経済の状況が大きく変わっており、福祉ニーズは、これまで以上に多様化・複雑化している。一方、国においては、経営の効率化と社会保障費の抑制を主眼とした、社会福祉法人の「大規模化」や「協働化」が議論されている。本法人においても地域社会のニーズに応え、未来志向で積極的に事業を展開していくための法人間連携や合併について検討を行っていく必要がある。

そして、本来事業の充実を図っていくことを最優先としながら、社会福祉法人としての使命である、地域の福祉的ニーズに対して積極的な姿勢を示せるよう貢献活動に取り組み、理事会・評議員会の権限や役割を果たし、ガバナンスの強化を図るとともに、内部留保に対する正確な判断の基に中長期計画の策定を行うなど財務規律の確立に努め、情報開示に取り組んでいく。

2. 事業内容

(1) グループホームの創設

令和5年度の補助事業として JKA に GH 創設に係る補助申請をおこなっているところであるが、現時点での採否についての連絡はなく、結果を受けて、5月の決算理事会に補正予算案として上程する。採択されれば、計画案のとおり進めていくこととなるが、不採択の場合は、建設費が高騰している中で、計画案の7名定員規模の建設が資金的に可能であるかを確認し、規模を縮小しなければならない場合には、5人定員での計画に変更し令和5年度中の事業開始を目指したい。

(2) 地域における公益的な取り組み

福山市地域福祉貢献活動推進協議会の事業である、「くらしの相談窓口」を継続し、地域の困りごとに対応し、社会福祉法人が本来の福祉機能を発揮し、地域における「自助」「互助」を支援し、包括的に課題に取り組めるような事業を始めていけるよう働きかけていきたい。

その他、新型コロナウイルス感染拡大により、地域の集まりも制限を受けており、地域共生社会の実現に向けた取組である住民の居場所（サロン）や、活動場所の提供は難しい現状ではあるが、自然災害時における福祉避難所としての役割が担えるよう準備を行う。

(3) 事業運営の透明性向上への対応

自法人のHPに、財務諸表、定款、役員名簿などを毎年更新し掲載していく。重ねて全国社会福祉法人経営者協議会のHP上でも公表し、社会福祉法人の一員としての責任を果たし、事業運営の更なる透明化向上に努めていく。

(4) 人材確保

働きやすい職場づくりや人材育成、サービスの向上に取り組んでいる事業であることの証として、広島県福祉・介護人材確保等総合支援協議会が実施している認証制度「魅力ある福祉・介護の職場宣言ひろしま」に申請し、スタンダード認証法人となる。

また、職員の待遇改善がはかれるよう、3種類の処遇改善加算を取得し、給与規程に基づき該当職員に配分する。

(4) 会議開催時期と主な議題

■理事会

5月 通常理事会（決算）

6月 通常理事会（理事長の互選）

10月 通常理事会（予算執行状況）

3月 通常理事会（事業計画及び資金収支予算）

■評議員会

6月 定時評議員会（決算の承認、理事及び監事の選任）

3月 定時評議員会（事業計画及び資金収支予算）

※ 臨時理事会、臨時評議員会は、必要に応じて開催する。

(5) 監事監査の実施

5月 監事監査規定に基づく決算監査

(6) 法人役員研修への参加